

地域指定年度	昭和46年
計画作成年度	昭和48年
計画見直し年度	昭和55年
	昭和59年
	平成2年
	平成8年
	平成16年
	平成26年
	令和元年
	令和6年

松阪市農業振興地域整備計画【案】

令和 7 年 月
三 重 県 松 阪 市

目 次

第1	農用地利用計画	1
1.	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア.	土地利用の構想	1
イ.	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	3
ア.	農用地等利用の方針	3
イ.	用途地域の構想	3
ウ.	特別な用途区分の構想	4
2.	農用地利用計画	4
第2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1.	農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2.	農業生産基盤整備開発計画	5
3.	森林の整備その他林業の振興と関連	5
4.	他事業との関連	5
第3	農用地等の保全計画	6
1.	農用地等の保全の方向	6
2.	農用地等保全整備計画	6
3.	農用地等の保全のための活動	6
4.	森林の整備その他林業の振興との関連	6
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	7
1.	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	7
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	7
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
2.	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	9
3.	森林の整備その他林業の振興との関連	9

第5	農業近代化施設の整備計画	10
1.	農業近代化施設の整備の方向	10
2.	農業近代化施設整備計画	10
3.	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	11
1.	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	11
2.	農業就業者育成・確保施設整備計画	11
3.	農業を担うべき者のための支援の活動	11
4.	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	12
1.	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	12
2.	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	12
3.	農業従事者就業促進施設	12
4.	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第8	生活環境施設の整備計画	13
1.	生活環境施設の整備の目標	13
2.	生活環境施設整備計画	13
3.	森林の整備その他林業の振興との関連	14
4.	その他の施設の整備に係る事業との関連	14
第9	付図	別添
1.	土地利用計画図	(付図1号)
2.	農業生産基盤整備開発計画図	(付図2号)
3.	農用地等保全整備計画図	(付図3号)
4.	農業近代化施設整備計画	(付図4号)
5.	農業就業者育成・確保施設整備計画図	(付図5号)
6.	生活環境施設整備計画図	(付図6号)
別記	農用地利用計画	
	(1) 農用地区域	
	ア. 現況農用地等に係る農用地区域	
	イ. 現況森林、原野等に係る農用地区域	
	(2) 用途区分	

第1 農用地利用計画

1. 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア. 土地利用の構想

本市は、平成17年1月1日の1市4町の合併により本庁管内（旧松阪市）、嬉野管内（旧嬉野町）、三雲管内（旧三雲町）、飯南管内（旧飯南町）、飯高管内（旧飯高町）の5つの管内からなり、三重県のほぼ中央に位置し、近畿自動車道伊勢線、国道23号、42号、166号などの道路交通網や、JR線、近鉄線の鉄道網により、東紀州地域や伊勢志摩地域と中京圏、近畿圏を結ぶ交通の要衝にある。また、東は伊勢湾、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県に、南は多気郡、北は雲出川を隔てて津市に接し、東西約50km、南北約37kmと東西に細長く延び、総面積で623.6km²を有し、三重県全体の約10.8%を占めている。

総人口は、令和2年の国勢調査によると、159,145人で、県全体（1,770,254人）の約9.0%を占め、概ね平野部では微増傾向にあるのに対し、山間部では減少傾向にある。世帯数は、65,481世帯で、1世帯当たりの人員は、2.4人で核家族化が進んでいる。本市面積の約7割近くを山林が占め、特に中山間地域では少子高齢化と過疎化が進行し、その対策等について今後の課題となっている。

地形は、西部一帯が台高山脈、高見山地、紀伊山地からなる山岳地帯、中央部は丘陵地で、東部一帯には伊勢平野が広がり、北部を雲出川、南部を櫛田川が流れている。

気候は、概ね東海型の気候区に属し、西部は寒暑の差がやや大きく内陸的な特性を持っている。平均気温は14℃から16℃で、降水量は平野部では1,500mm程度だが、山間部では2,000から2,500mmとかなり多くなっている。全般的には、温暖で穏やかな気候となっている。

産業構造としては、第1次産業が0.9%、第2次産業が29.1%、第3次産業が69.5%と、三重県の平均と比較すると第3次産業の割合が高い構造となっており、土地利用としては、都市的な利用は市東部の都市計画区域内に集中し、国道166号など幹線道路沿いには集落地が立地する状況となっており、道路網や鉄道施設など公共インフラの活用を行いながら各エリアの結節性を強化することで、産業振興と人口減少に対応できる一体的なまちづくりが求められている。

以上のことから、本市の農業振興に関しては、市総合計画や都市計画マスタープランなどをはじめ、関連する整備計画と調和を図りながら、「平坦地域」と「中山間地域」に区分し計画的な土地利用を推進する。

「平坦地域」では、米・小麦・大豆等の土地利用型の農業が非常に盛んであることから、農業基盤の整備や集落営農組織の設立・発展を推進し、地域でのブロックローテーションの実施や、担い手への集積を進めることにより、効率的な土地利用を図っている。また、小麦・大豆等への転作が困難な地域における飼料用米の推進等、地域に応じた取組を一層進めていく。

「中山間地域」では、ほ場整備の未整備地が多く、整備されたほ場に比べ作業時間を要する。近年、イノシシ・シカ・サルなどの野生鳥獣による農作物への被害が深刻となっており、農作物の価格が低迷するなかで、防護柵の設置などの対策が負担となっている。

また、この地域での過疎化が進むなかで、農業従事者の高齢化や獣害対策の負担が大きいことなどから、耕作放棄地や山林への転用が増加している。

このようなことから、優良農地を確保していくため、国県など関係機関と連携を図り、防護柵の設置などの獣害対策を一層進めるとともに、認定農業者などの担い手への農地の集約や作業の受委託体制の構築に取り組む。

(単位：ha、%)

区 分	農 用 地		農 業 用 施 設 用 地		森 林 原 野		住宅地 工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (R5)	7,424	35.2	57	0.3	7,233	34.3	1,320	6.3	5,052	24.0	21,086	100
目 標 (R15)	7,359	35.0	57	0.3	7,233	34.4	1,345	6.4	5,052	24.0	21,047	100
増 減	▲65		0		0		25		0		▲40	

イ. 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定の方針

本市の農業振興地域内にある現況農用地 7,424ha の内、おおむね次の a～c に掲げる農用地約 6,153ha について設定する。

a 10ha 以上の集団的に存在する農用地

b 土地改良法施行以降に国の直轄又は補助により実施された土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある農用地

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについては、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び 2ha 以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況が森林や原野等、農地法上、農地に該当しないと判断された農用地区域内の土地については、原則、農用地区域内に含めるべきではないが、その位置や状況において、周辺の農地の保全のため必要と考えられる場合、農用地区域内に含める。

（２）農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市では水稻・小麦・大豆、肉用牛、茶を中心に、梨、みかん、イチゴ、トマト、酪農、養鶏、養豚、花き、きのこ類、など各地で多様な農産物の生産が行われている。

平坦地域の多くや中山間地域の一部では基盤整備がされており、その中でも集落営農組織の設立している地域では、担い手への集積や、地域ぐるみの営農が進められている。しかしながら基盤整備の未実施の地域を中心に、農業従事者の高齢化の進行、不在地主の増加等により集落機能の低下、農地・農業用水路等の維持・管理が危惧されてきている。

このため、今後は、農地として利用すべき土地の明確化、地域農業の担い手への農地の利用集積、農地の効率的な利用促進等の施策を総合的に進め、本市の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図る方針である。特に、下表に示す、農用地区域として設定した優良農地等については、農業振興地域制度の適切な運用を図り、良好な状態で維持・保全を図ることとする。

なお、農業振興地域は、地形的な特性に応じた営農の状況を考慮し、大きく平坦地域、中山間地域、２地域に分けることとした。

（単位：h a）

区 分 地区名	農地			採草放牧地・混牧林地※		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
平坦地域	5,254	5,270	16	4	4	0
中山間地域	842	840	-2	0	0	0
計	6,096	6,110	14	4	4	0

区 分 地区名	農業用施設用地			計			森林・原野等
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現況
平坦地域	37	37	0	5,295	5,311	16	
中山間地域	2	2	0	844	842	-2	
計	39	39	0	6,140	6,153	13	—

イ．用途区分の構想

（平坦地域）

平坦地域は県下の穀倉地帯であり、土地基盤整備事業を積極的に取り入れほ場条件の整備を行っている。整備済の地域において、営農組合の調整機能によるブロックローテーションが実施され、その他地域特性に合わせ野菜・花き・果樹等が栽培されている。今後は未整備地での基盤整備を進め、優良農地として確保・保全していく。

（中山間地域）

中山間地域、とりわけ飯南・飯高管内は緩やかな傾斜を活かした、茶園が広がる。今後とも一層、担い手を

中心とした良質茶生産のための肥培管理、加工技術向上に向けて、関係機関ともに支援していく。

また、飯南管内深野地区は、優良な肉用牛の生産地であることから、転作田の活用、遊休農地の活用などによる飼料作物の生産拡大及び機械化の導入により、自給度の向上を図る。

なお、水田を中心に耕作放棄地の増加抑制、予防を図る。

ウ．特別な用途の区分の構想

特になし。

2．農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

(1) 平坦地域

平坦地域においては多くの地域で土地基盤整備が完了しており、営農組合による土地利用の担い手への集積が進んでいる。未整備の地域については、今後も担い手への集積と併せた土地基盤整備や、地域の実情に合わせて、農道整備・用排水路の整備の推進を図る。

また、過去に事業を実施した地域において、ため池やポンプ場等の土地改良施設の老朽化が進んでおり、そういった施設については長寿命化に関する整備を行うことで優良農地として維持していく。

(2) 中山間地域

中山間地域においては、土地基盤整備が完了している地域もあるが、未実施の地域が多くある。未実施の地域については、区画の狭小のほか、集団的にまとまった農地団地が少ないことや、担い手の不足等、土地基盤整備の実施が困難な状況があるため、地域での担い手の育成等と併せて、土地基盤整備の推進を図る。

また、平坦地域同様、過去に整備した土地改良施設の老朽化が進んでおり、長寿命化のための整備を行っていく。

2. 農業生産基盤整備開発計画

(単位：h a)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積		
ほ場整備	区画整理	北谷	14.6	1	農地整備事業
	//	山室地区	50.0	2	//
	//	塚本・ 船江地区	25.0	3	//

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

林道の開設及び拡張計画と併せ、輸送力の向上と通行の安全を図るため、山沿いの農道等の整備について関係を十分配慮し、効率的に実施する。

また、森林のもつ公益的機能を損なわないよう、特に水源の涵養、環境保全機能を充分考慮する。

4. 他事業との関連

特になし。

第3 農用地等の保全計画

1. 農用地等の保全の方向

農地は、農業にとって基礎的な資源であり、食料の安定供給はもとより環境保全などの多面的機能を有している。このような貴重な資源を将来の世代に引き継ぐことができるように、平坦地域においては、認定農業者や営農組合の育成に努め、特にほ場整備を機に担い手への集積や作業の受委託体制の整備に取り組み、農地の保全を図る。

中山間地域においては、農業生産条件が不利な地形が多く、獣害も多いため耕作放棄地の増加が懸念される。防護柵設置等により獣害対策を図り、中山間地域等直接支払制度等を効果的に活用する。また、集落営農組織等の多様な担い手の育成・確保を推進し、耕作放棄地の発生抑制やその解消を図っていく。

2. 農用地等保全整備計画

(単位：h a)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考
		受益地区	受益面積		
ため池整備	ため池改修	坊谷池	20.0	1	県営ため池等整備事業
		岩内山口池	10.0	2	
		山口池	75.0	3	

3. 農用地等の保全のための活動

農業従事者の高齢化と後継者不足、中山間地域における狭小や不整形といった未整備農地や獣害被害などにより、農用地等の耕作放棄となりうる要因が存在する。

耕作放棄地の発生抑制やその解消を図るため、農業委員会、農業協同組合、三重県等の関係機関と連携し、農用地の利用集積、実情に応じ高齢就農者等が能力を発揮しやすい環境づくり、基盤整備など、ソフト面・ハード面双方の視点から関連事業を推進する。

獣害対策としては、獣害柵の設置、花火等による追い払い等の支援、猟友会への委託事業等を実施する。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業のひとつとして選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等を含めた意欲ある農業経営体の効率的かつ安定的な農業経営が確立されるよう農業経営体の経営改善を支援していく。

具体的な経営の指標は、市における直近の「市町民経済計算」や「毎月勤労統計」を加味し、推測した市民所得（主たる農業従事者1人当たり350万円程度、また、家族経営等2人にあては、525万円程度、ただし、中山間地域においては、概ねその8割程度）、年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとする。

また、新規就農者における経営開始から5年後に達成すべき農業経営の目標として、年間農業所得目標は250万円程度とし、主たる従事者1人当たりの年間労働時間目標は1,800～2,000時間程度とする。

これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

[効率的かつ安定的な農業経営]

No	経営類型	延作付面積（ha）		内 容	家族・役員	雇用
		露地	施設			
1	主穀中心A （個別経営）	23	23	水稻11ha、小麦6ha、大豆6ha （小麦、大豆は特定農作業受託を含む）	2	1
2	主穀中心B （組織経営）	75	75	水稻15ha、小麦作業30ha、大豆作業30ha （小麦、大豆は特定農作業受託を含む）	3	1
3	主穀中心C （個別経営）	21	21	水稻10ha、小麦5ha、大豆5ha、飼料用米1ha	2	1
4	主穀中心D （集落営農）	54	54	水稻30ha、麦12ha、大豆12ha （特定作業受託を含む）	4	
5	ハウストマト	0.4	0.4	トマト0.4ha	3	2
6	ハウスいちご （高設栽培）	0.2	0.2	いちご0.2ha、	3	3
7	露地野菜中心	6.0	6.0	露地野菜（ナバナ、キャベツ等）	2	2
8	施設花き	0.4	0.4	花壇苗等0.4ha	2	3
9	なし	1.0	1.0	幸水0.8ha、豊水0.2ha	2	1
10	柑橘（みかん）	3.0	3.0	温州3.0ha	2	1
11	きのこ類主体			しめじ8t	2	5
12	茶（個別経営）	18	18	茶18ha	2	2
13	茶（組織経営）	30	30	茶30ha	3	7
14	酪農	10	10	経産牛50頭、育成牛26頭、 飼料作物10ha	2	1
15	和牛 （雌肥育）			黒毛和牛100頭	2	
16	養豚			繁殖雌豚（母豚）100頭	2	
17	採卵鶏			成鶏50,000羽	2	2
18	肉用鶏 （ブロイラー）			年間出荷100,000羽	2	1

[新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営]

No	経営類型	延作付面積（h a）		内 容	家族・ 役員	雇用
			露地	施設		
21	主穀中心A （個別経営）	10	10		水稻6ha、小麦2ha、大豆2ha （小麦、大豆は特定農作業受託を含む）	2
22	ハウストマト	0.1		0.1	トマト0.1ha	2 1
23	ハウスいちご （高設栽培）	0.1		0.1	いちご0.1ha	2 1
24	施設花き	0.2		0.2	花壇苗等0.2ha	2 1
25	なし	0.5	0.5		幸水0.5ha	2
26	柑橘（みかん）	1.5	1.5		温州1.5ha	2
27	茶（個別経営）	5	5		茶5ha	2
28	酪農				経産牛50頭、育成牛26頭	2 1
29	和牛（雌肥育）				黒毛和牛100頭	2
30	養豚				繁殖雌豚（母豚）100頭	2
31	採卵鶏				成鶏20,000羽	2 1

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

松阪市の平坦地域における水田地帯では、主穀中心の効率的かつ安定的な意欲ある農業経営を営む者等へ農地集積が進んでおり、今後もブロックローテーションによる担い手農家への特定農作業受委託や集落営農組織への作業受委託、農地中間管理事業等を活用した利用権設定による経営農地の集約化を推進していく。

他方、中山間地域では、中山間地域等直接支払制度等の活用や獣害対策を実施しながら、多様な担い手の育成を行い、農地が持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう地域ぐるみの営農を推進するとともに、農産物の販路についても地域にある資源を活かす工夫を進める。

飯南・飯高地域では、効率的かつ安定的な意欲ある農業経営を営む経営体への茶園の集積が進んでおり、今後は農地中間管理事業等を活用するなどして、経営農地の集約化を推進していく。

また、これら地域固有の特色を生かした農業の将来ビジョンを耕作者・地権者・地域が共有するため、農業経営基盤強化促進法に定める地域計画の策定を進め、持続可能な地域農業の実現を目指す。

２．農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

推 進 方 策	推進方向・方法等	推進地区	推進体制
営農組合の支援 (組織経営体)	・ 地域の実情と熟度に応じた段階的な取り組み ・ 土地利用調整機能の強化 ・ 活動の長期、継続的な育成 ・ 機械、施設の共同化 ・ 集団栽培による低コスト化の強化 ・ オペレーターの育成 ・ 任意組織の場合、法人化への誘導	全 域	営農組合、ＪＡ、農業改良普及センター、市
農地の集団化 (ほ場整備)	・ ほ場整備の相談・実施 ・ 経営所得安定対策におけるブロックローテーション等の促進 ・ 農業経営基盤強化促進事業の周知徹底	全 域	土地改良区、ＪＡ、農業改良普及センター、中間管理機構、東海農政局三重県拠点、農業委員等、市
担い手の育成 (個別経営体)	・ 農家の自発性と創意の発揮 ・ 低コスト化、高品質化等の技術革新の積極的な対応 ・ 複合経営等への移行を促進し、経営の安定強化 ・ 担い手相互の交流機会の継続	全 域	ＪＡ、農業改良普及センター、農業委員会、市
地域計画の策定	・ 地域農業の課題の共有と将来目標の設定。 ・ 農地の効率的・総合的な利用を促す「目標地図」の策定。	全 域	担い手、土地改良区、営農組織、ＪＡ、農業改良普及センター、中間管理機構、東海農政局三重県拠点、農業委員等、市

３．森林の整備その他林業の振興との関連

本市では林家も林業だけでは経営が成り立たない零細林家が多く、農業との兼業がほとんどである。

このため、農林業の複合経営として重要なウエイトを占めている「しいたけ」、「ひらたけ」等の生産流通体制の整備を今後とも推進し、経営の安定化を図る。

地域林業労働の中核的役割を果たす地域リーダーの育成に努めるとともに、社会保障制度の確立と安定した職場づくりを進めることにより、林業との兼業農家の経営合理化を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1. 農業近代化施設の整備の方向

本市の主要な農畜産物は、米、麦、大豆、肉用牛、茶があり、そのほかにも、梨、みかん等の果樹、イチゴ、トマト等の施設野菜、牛乳、鶏卵、肉用豚、花き、きのこと類と多岐にわたっている。

米・麦・大豆については、土地基盤の整備と並行して、営農組合の設立、オペレーターの育成を図り、各JA等が所有する各種施設（育苗施設、ライスセンター、カントリーエレベーター、機械格納庫等）の有効活用を図るとともに、必要に応じ各種補助事業の活用を推進する。また、果樹・野菜等については適地への集団化を図り、必要な機械施設の導入と集出荷施設等の設置を促進する。畜産業については、家畜排せつ物処理施設を整備することで、家畜排せつ物の適正管理及び耕畜連携による堆肥の有効利用を図る。なかでも豚、肉用牛については食肉処理場の整備を進め、安全・安心な流通を促進する。

2. 農業近代化施設整備計画

(単位：h a、戸)

施設の種類	位置及び規模	受 益 の 範 囲			利用組織	対 図 番 号	備 考
		受益地区	受益面積	受益戸数			

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

松阪農業公園ベルファームや道の駅である飯高駅等、農作物の販路拡大の場として農作物生産者の生産に対する意欲向上、地域活性化を図る。

また、茶業伝承館を活用し、茶農家の製造技術等の研修の場として、また市内外への茶情報の発信源として活動強化および地域振興を図る。

今後は、確保すべき新規就農者および農業を担うべき者への情報提供等を推進する。

2. 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備 考

3. 農業を担うべき者のための支援の活動

面的にまとまった農地の効率的な利用集積、高度な技術の習得、経営の法人化・6次産業化、複数農家による組織経営等、地域の実情やニーズに応じた農業経営への発展を支援し、他産業と均衡する魅力ある農業経営を推進する。

松阪農業協同組合、一志東部農業協同組合、松阪地域農業改良普及センター、三重県農林水産支援センター等との連携を強化する中で、家族経営協定の締結や、研修制度を推進し、円滑な経営の承継等、新規就農者を含めた農業後継者の育成を図る。

また、中山間地域を中心に、兼ねてより懸念されていた農作物への鳥獣による被害が増加の一途をたどっており、生産意欲の低下を招く原因になっているのが現状である。

そのため、猟友会の協力を得て有害鳥獣の捕獲に注力するとともに、農地への有害鳥獣の侵入を防ぐための防護柵の設置を推進している。

今後も、捕獲と農地への進入防止による対策を実施し、被害の軽減に努めることで、農作物生産者の生産に対する意欲回復を図り、地域農業の活性化および生産力向上に寄与するとともに耕作放棄地の解消を推進する。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

景気の変動や産業構造の変化、先行きの不透明感から厳しい雇用環境を迎えている。関係機関などと連携した取り組みを進め、就労機会の拡大や労働環境の整備、勤労者福祉の充実など雇用環境の整備が必要である。

本市の産業別就業人口をみると、第1次・第2次産業が減少し、第3次産業は概ね横ばいという傾向にある。農家数、農業就業人口は、減少傾向が続いている。

地場産業等の支援及び工業の導入等、農業や自然環境の保全に充分配慮しつつ、経済活動や就業構造の変化に対応した就業機会の確保への取り組みを積極的に進めていく必要がある。

市民の食の安全に対する関心の高まり、ライフスタイルの変化、輸入食料品の増加など、食料・農業・農村をとりまく情勢は大きく変化している。本市の多様な地域の特性や資源を生かした特産品の振興とともに、農村と都市との交流・連携をはかる必要がある。

経営感覚に優れた農業者の育成、農業生産基盤整備等を推進し、効率的かつ安定的な生産体制の確立をはかる。

(単位：人)

区分	従業員地									
Ⅰ	Ⅱ	市町村内			市町村外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務				－			－	1,986	1,194	3,180
自営兼業				－			－	1,231	1,408	2,639
計				－			－	3,217	2,602	5,819
出稼ぎ				－			－			－
総計				－			－			－
常雇い				－			－			276
臨時雇				－			－			783
総計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,059

※2020 年農林業センサスより

2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農村地域への産業導入にあたっては、当該産業の立地・導入により地域の農業者が安定した就業機会が確保され、また、産業の立地・導入に伴い、土地利用調整が行われ、結果、農地の集積や集約化が図られるなど、並行して発展が出来ることに留意する。

3. 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

農業従事者の安定的な就業の場を確保するにあたって、山間地への工業等の導入を図る場合は、森林の公益的機能の確保に留意しながら推進する。

第8 生活環境施設の整備計画

1. 生活環境施設の整備の目標

本市の農業を取り巻く環境は、平坦地域と中山間地域に二分されており、農業振興のためにはそれぞれの地域特性に適応した環境整備をすることが必要となる。

(1) 安全性

台風による風水害に加え、予測不能な集中豪雨が近年多発し増加の傾向にあることから、森林整備、治山事業の整備や、農業用ため池の保全、排水機場の適切な維持管理及び耐震対策を推進していく。

(2) 利便性

国道及び県道を中心に道路網の整備が進められているが、交通量が依然増加傾向にあり、既存道路の拡幅・改良をおこなうとともに、集落内道路の整備を図っていく。

さらに、公共交通機関として主にバスが挙げられるが、自家用車の普及に伴い利用率の低下をまねいているが、今後の高齢化社会等の地域の実情に即した地域公共交通の充実を促進していく。

(3) 保健性

市街地を中心とした平坦地域では、生活排水問題を解消すべく下水道事業を推進しており、中山間地域では、浄化槽市町村整備推進事業などによる戸別合併浄化槽により水質悪化の防止に継続して取り組んでいく。

救急時に、市民が混乱することなく適切かつ迅速に救急医療を受けることができる体制づくりを充実していく。

(4) 快適性

松阪市景観計画を策定し、現在保持している豊かな景観を維持するとともに、公共工事においても良好な景観を形成するための松阪市公共事業景観形成ガイドラインを遵守する。

(5) 文化性

各地域に住民協議会が設立され、地域住民を中心としたそれぞれの特色を生かした催し物が開催されている。

これらの活動については、地域が一体となって行われるものであり、種々の情報交流、問題の共有などの場となっており、農業者と非農業者とのコミュニケーションを深めるなど非常に有益であり、さらなる地域振興を図る。

2. 生活環境施設整備計画

施 設 の 種 類	位置及び規模	利 用 の 範 囲	対図番号	備 考

3. 森林の整備その他林業の振興との関連事項

山間部の農村については、森林のもつ保健・休養の場としての機能と緑資源の保全に努めるよう、林業サイドの事業との関連の中で環境美化等山村集落の環境整備を図っていく。

4. その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし。

第9 付図

別 添

- | | |
|----------------------|--------|
| 1. 土地利用計画図 | (付図1号) |
| 2. 農業生産基盤整備開発計画図 | (付図2号) |
| 該当なし | |
| 3. 農用地等保全整備計画図 | (付図3号) |
| 該当なし | |
| 4. 農業近代化施設整備計画図 | (付図4号) |
| 該当なし | |
| 5. 農業就業者育成・確保施設整備計画図 | (付図5号) |
| 該当なし | |
| 6. 生活環境施設整備計画図 | (付図6号) |
| 該当なし | |
| 7. 土地利用計画図(詳細図) | (付図7号) |

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア. 現況農用地等に係る農用地区域

(単位: h a)

地区名・地区番号	区域の範囲	農用地に含める現況農用地等の土地	備 考
平坦地域 (A)	地図に示す区域	付図 1 号、7号に示す区域のうち黄色又は桃色で着色した土地の区域	
中山間地域 (B)	//	ただし、法第10条第4項に該当する土地を除く	

イ. 現況森林、原野等に係る農用地区域

(2) 用途区分

下記の地域・区域番号に係る農用地区域内の農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるものとする。

地区名・地区番号	用途区分
平坦地域	農 地 … 付図 1 号、7号に示す区域の内黄色で着色した区域
中山間地域	(採草放牧地) 同上
	農業用施設用地 … 付図 1 号、7号に示す区域の内桃色で着色した区域
	混牧林地 … 付図 1 号、7 号に示す区域の内オレンジ色で着色した区域